体障害者授産施設に限る。）、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者（障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（障害者総合支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の２第１項第１号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第２号に規定する精神障害者授産施設及び同項第４号に規定する精神障害者福祉工場をいう。）、障害者総合支援法附則第58条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の６に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の７に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の８に規定する知的障害者通勤寮をいう。）、「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年７月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）に規定する身体障害者福祉工場、「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年５月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に規定する知的障害者福祉工場、障害者総合支援法第５条第26項に規定する福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館（「隣保館の設置及び運営について」（平成14年８月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙１（隣保館デイサービス事業実施要領）に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）の職員であって主たる業務が介護等の業務であるものを含む。）

ウ　生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設の介護職員

エ　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員

オ　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第２条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

カ　障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、重度障害者等包括支援若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

キ　整備法第３条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行っている事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

ク　指定訪問介護（介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第８条第２項に規定する訪問介護をいう。）若しくは指定介護予防訪問介護（同法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第５条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）又は第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第１項第１号イに規定する第一号訪問事業（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の６第１号イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）の訪問介護員等

ケ　指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第７項に規定する通所介護をいう。）若しくは指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第９項に規定する短期入所生活介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第７項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）又は第一号通所事業（介護保険法第115条の45第１項第１号ロに規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の６第１号イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）の介護職員

コ　指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第３項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の介護職員

サ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第42条の２に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第８条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の訪問介護員等

シ　指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）の訪問介護員

ス　指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第17項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第８条の２第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）の介護職員

セ　指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第８条の２第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の介護従業者

ソ　指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第８条の２第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）の介護従業者

タ　指定複合型サービス（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第22項に規定する複合型サービスをいう。）の介護従業者

チ　指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第８項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当